

お客さま各位

2026年2月2日  
岐阜商工信用組合

【重要】暗号資産交換業者および資金移動業者への振込について

平素より、当組合をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

昨今、「特殊詐欺」や「SNS型投資・ロマンス詐欺」等の被害金が、『暗号資産交換業者』や『資金移動業者』の金融機関口座に送金される事案が多数報告されています。

このような情勢を踏まえ、当組合では、お客さまの保護および不正送金防止等の観点から、『暗号資産交換業者』および『資金移動業者』へのお振込に際し、支払口座名義人（法人口座を含む）と異なる振込依頼人名でお振込をされる場合は、お振込をお断りさせていただきます場合がございますので、ご了承ください。

また、同様のお取引が確認された場合、お取引の一部または全部を制限させていただく場合がございますので、ご了承ください。

【具体例】

支払口座名義人	振込依頼人名	振込可否
ショウシン タロウ	12345 ショウシン タロウ	振込可
	ショウシン ハナコ	振込不可
	カ)ショウシントロウショウテン	振込不可
	SHOUSHIN TAROU	振込不可

お客さまの大切なご資産を守るため、ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上